

騒音規制法に基づく特定建設作業一覧表

番号	特定建設作業の種類
1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練容量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）を使用する作業
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）を使用する作業
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）を使用する作業

※上記の番号は、騒音規制法施行令別表第2における作業の種類の商品番号。

振動規制法に基づく特定建設作業一覧表

番号	特定建設作業の種類
1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（圧入式くい抜機を除く。）又は、くい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
4	ブレイカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）

※上記の番号は、振動規制法施行令別表第2における作業の種類の商品番号。

岐阜県公害防止条例に基づく事業場内特定作業一覧表

番号	事業場内特定作業の種類
1	板金又は製かん作業（厚さ0.5mm以上の金属板を加工する事業場内の作業に限る。）
2	鉄骨又は橋りょう組立作業（建築の現場の作業以外の作業であつて事業場内のびょう打ちに限る。）
3	チェーンソーを使用する作業（事業場内の作業に限る。）

※上記の番号は、岐阜県公害防止条例施行規則別表第14における作業の種類の商品番号。

岐阜県公害防止条例に基づく特定建設作業一覧表

番号	特定建設作業の種類
1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（圧入式くい抜機を除く。）又は、くい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
4	ブレイカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）

※上記の番号は、岐阜県公害防止条例施行規則別表第15における作業の種類の商品番号。